

総務課	カジノ管理委員会定員規則の一部を改正する訓令（案）について	令和3年3月25日
<p>1. 趣旨</p> <p>カジノ管理委員会事務局の職員の定員が、令和3年4月1日に増員されることに伴い、カジノ管理委員会定員規則の一部を改正するもの。</p> <p>2. 主な内容</p> <p>○ カジノ管理委員会定員規則の一部を改正する訓令（案）（別添）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 総務企画部の職員の定員を53人とする（10人増）。・ 監督調査部の職員の定員を87人とする（10人増）。・ 事務局の職員の定員の合計を140人とする（20人増）。 <p>3. 施行期日等</p> <p>予算成立次第 制定 令和3年4月1日 施行</p>		

カジノ管理委員会定員規則（令和2年カジノ管理委員会訓令第2号）の一部を改正する訓令を次のように定める。

カジノ管理委員会定員規則

〔 令和2年1月10日
カジノ管理委員会訓令第2号
最終改正 令和3年3月●日 〕

カジノ管理委員会に係る行政機関職員定員令（昭和44年政令第121号）第1条に規定する定員は、次の表のとおりとする。

区 分		定 員	備 考
内 部 部 局 等	総務企画部	53人	事務局長1人、次長1人、監察官1人及び監察官付職員3人を含む。
	監督調査部	87人	うち、課長補佐1人は検察官をもって充てるものとする。
合 計		140人	

附 則

この訓令は、令和2年1月7日から施行する。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

○カジノ管理委員会定員規則（令和2年カジノ管理委員会訓令第2号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案			現 行				
<p>カジノ管理委員会に係る行政機関職員定員令（昭和44年政令第121号）第1条に規定する定員は、次の表のとおりとする。</p>			<p>カジノ管理委員会に係る行政機関職員定員令（昭和44年政令第121号）第1条に規定する定員は、次の表のとおりとする。</p>				
	区 分	定 員		区 分	定 員		
内 部 部 局 等	総務企画部	<u>53</u> 人	事務局長1人、次長1人、 監察官1人及び監察官付職 員 <u>3</u> 人を含む。	内 部 部 局 等	総務企画部	<u>43</u> 人	事務局長1人、次長1人、 監察官1人及び監察官付職 員 <u>2</u> 人を含む。
	監督調査部	<u>87</u> 人	うち、課長補佐1人は検 察官をもって充てるものと する。		監督調査部	<u>77</u> 人	うち、課長補佐1人は検 察官をもって充てるものと する。
	合 計	<u>140</u> 人		合 計	<u>120</u> 人		